

高校史の編纂について

名古屋大学 佐々木 享

(1)

高等学校の校史・沿革史編纂に関してのべてみたい。高校史編纂についてのマニュアルを書こうというわけではなく、高校史にこういうことが書いてあって欲しいという読者としての希望をのべようと思うのである。

ここでいう「高等学校」とはいうまでもなく新制高等学校のことである。

私は近年、高校教育研究の一環として、高等学校の沿革史や記念誌の集収に努力しているので、集収をはじめた二つの直接のきっかけから話をはじめよう。

その一つは、高等学校およびその前身の学校における教育の実際をできるだけ具体的に知りたいと考えたことである。とくに実施されていたカリキュラムを知りたかったのである。というのは、高等学校のカリキュラムは、たとえ学習指導要領のような教育課程についての国家基準はあっても、教科・科目に関しては選択の幅があるため、個々の学校ごとに違っているからである。

高等学校の前身である中等程度の諸学校についてそのカリキュラムの実際を知りたいという欲求は、いっそう切実である。この場合については、旧制中学校・高等女学校・実業学校のそれぞれにおいて、事情が異っている。

旧制中学校の教育課程については、現在の小学校や中学校などと同じく、全国一律に適用される極めて画一的な国家基準が設けられていたので、一般的には地域や学校による違いというものはほとんどなかったと考えられてきた。旧制中学校のカリキュラムの実際に関する研究が遅れているのは、こういう観念がある程度ゆきわたっているからであろう。こまかくみれば、国の定める基準があったにしても、例外なく基準どおりのカリキュラムで授業ができる程に整備されるのは一般的には明治中期以降のことであって、それ以前には画一的なカリキュラムを組む条件の整わない学校が少なかったであろうと考えられる。だから規則に書いてあったこととは別に、実際のカリキュラムを知りたいわけである。この点で少なからぬ学校史に、国の規程としてのカリキュラムが掲げられていることが気になる。もちろんそのこと自体は必要なことであるが、学校史である以上、同時にその学校のカリキュラムを掲げるべきであって、そうすることによってはじめて学校史が学校史たりうるといえるのである。規程が学校選択の余地を残していた科目（その典型は実業科目）についてはとくにそうである。

たいてい、1931年（昭和6年）からは、中学校に第一種課程（いまでいう就職コース）と第二種課程（いまでいう進学コース）が設けられ、しかもそれぞれの課程の科目の時間数には若干の幅が設けられていたので、国の規程をみるだけでは、個々の学校のカリキュラムの実際を知ることは不可能なのである。

高等女学校についても同様のことがいえるのだがここで立ち入るのはやめよう。

旧制の実業学校におけるカリキュラムの実際を知りたいという要求はいつそう切実である。旧制の中等程度の農・工・商・水産等の実業学校に関しては(実業学校についても同じ)、小学校や旧制中学校と違って、今日の学習指導要領のような教育課程に関する国家基準はほとんどないに等しかったからである。規程は、専攻学科の種類であるとか、修身など必ず履修させなければいけない若干の普通科目を列挙していたに過ぎず、商業学校に関して専門科目の種類を例示していたのはむしろ例外であった。実業学校の実習や専門科目の種類やらの学年配当・時間数など具体的なことは、すべて基本的には個々の学校にまかされていたのである。このため、等しく工業学校(の機械科なら機械科)とか商業学校だとかいっても、個々の学校の科目の種類や時間数などカリキュラムの実際は調べてみなければ皆目わからないのである。²⁾

ついでに言えば、実業学校の専門科目に関しては、ながい間検定教科書のような全国に共通して用いられていたテキストのようなものはなかったから、どういう教科書が使われていたのかも知りたい。

率直に言って私がこれまで見た高等学校史に意外にカリキュラムの記載が少ないのだが、これはいま述べた事情があまり知られていないのかもしれない。~~教科書に使う~~

私が高校史を集めはじめたもうひとつの契機は、新制高校発足の事情を知ったということにあった。ひと頃さかんに「総合制高校」ということがいわれていたことに直接に関係している。「総合制」を口にする人のあいだでも、わが国で現に実施されてきた総合制については、利害得失をふくめてその実情は意外に知られていないことが気がかかったので、新制高校発足時、具体的には1948年から51年頃までのあいだに実施された高校の統廃合の実情を明らかにする必要を痛感したのである。

新制高校発足の当時行われた統廃合の全般的状況や総合高校創出の実態の一部については別に書いたことがある³⁾。それにここで詳しく触れる必要もないことなので、一例だけあげると、一部の人は総合制高校を「一つの屋根のもとに幾軒かの家族が入っている棟割り長屋」にたとえたのである。もちろんそういうたとえにふさわしい総合制高校が現に存在していることは確かだが、発足当時にもあった。しかし、1948年頃から始まった「統廃合」でつくられた総合制学校はそういうものばかりではなかった。量的にどちらが多いか確かめたわけではないが、いったん既存の、つまり旧制の中等学校の校舎に新制高校の看板を掲げたあと、幾つかの高校を、その校舎(場合によっては生徒も)をそのままにしておいて、幾つかの高校を合わせて一つの高校とした例も少なくなかったのである。これは多校舎制総合高校とでも呼ぶべきものであり、棟割り長屋というたとえではぴったりにない。これは例に過ぎず、「総合制」が個々の県、個々の学校でどのような形態・特質をもっていたかというような実状は、個々の学校の歴史をみるとかなりよくわかるのである。また、一つの高校として統廃合されてしまった各校舎(もとの中等学校の校舎)が互にどのくらい離れている(た)のか、というようなことは学校史でないとわからないのである。校舎が互に接近しているかそれとも汽車で往き来する程離れているかによって、同じ総合制といってもカリキュラムをはじめ学校運営が興った特色をもつことはいうまでもない。念のために言えば、「総合制」化の過程がただ1回の統廃合で済んだ県もあるが、2つの時期に分けて実施された府県も少なくない。後者のような場合、とかく見過ごされがちなこうした過渡期の事情についても知りたいのである。

高校史を読みたいという読者としての私の関心は以上のようなことに発したのであったが、少しづつ

つ教育学研究の事情がわかってきてみると、もっと広く、わが国の中等学校（あるいは中等程度の学校）についてのさまざまな事実を知りたいと思うようになった。というのは、いろいろな事情があったことであろうが、わが国の中等教育に関する歴史的あるいは理論的な研究が、初等教育や高等教育に関する研究などにくらべてひじょうに遅れていることがわかってきたからである。

以上にのべたことを、高校史を編集し執筆するという立場からみれば——私はまだ直接にその衝に当たったことはないのだが——、その学校の歴史（的事実）についての真実を発見し記述するということになるのであろう。私がこれまでに管見した若干の高校史には上に述べたような関心に応えてくれるような記述が意外に少ないのだが、これは、学校というものについての歴史的事実を発見するということが予想外にむづかしい仕事であることを物語っているようである。

上にのべたことにそくしていえば、近年、多くは学制百年を記念して各府県で大部な教育史が編纂されているので、たとえば戦後の高校統廃合の実施状況の概要をつかむことは比較的容易になっている。県教育史などに統廃合の実施状況に関する記述があるような場合には、学校史では、たんにそれをうのみにするだけでなく——ままたまあるように県教育史の該当部分を摘記するにとどめるのではなく、当該の学校での実施状況に関する事実の探求が要請されるわけである。これに反して、よほど詳細な県教育史でも、個々の学校のカリキュラムを記載している例は少ないのがふつうであろう。

今日多くの高校が毎年作成している学校要覧のようなものが過去にさかのぼって揃っていればよいが、そういうものが欠けていたり何かの事情で失われたりしている場合には、直接もしくは間接にそれを記述しているであろう史料を探しもとめるという仕事が、学校史編纂にたずさわる者には要請されることになる。これまで私がみた学校史類にカリキュラムに関する叙述が比較的少ないのは、恐らく、そういう問題に関心がうすいだけでなく、それぞれの時期のカリキュラムを記載している史料が残っていないためなのかもしれない。この空白をどう埋めるかについて、私にうまいちえがあるわけではないが、手数と時間をかければ学籍簿やいわゆる通信簿（箋）を探しだすことはできるであろうから、かりに時間数はわからなくても授業科目くらいはみつけ出せるような気がしてならない。また、この探求の過程に歴史研究の労苦と楽しみがあるのではないかとも思えてならないのである。

(2)

学校史編纂の当事者にとっては、歴史的な真実を追求することは私たちが想像する以上に多くの困難があるのであろう。だからこそ、私たちが学校史を手にするとき、一見どんなに平凡なありきたりのものにみえても、必ず他のものにはない新たなものを学びうるのは、そこに真実探求の努力が反映しているからなのだと思う。当事者たちの努力と苦心を想像しながら、なお若干のいわばないものねだりを順不同にのべてみようと思う。

たとえば学校創立の事情について。

大ざっぱないい方を許してもらえば、一般に、私立学校の学校史にはほとんど例外なしに創立（関係）者の意志と役割など学校創立をめぐる事情が詳述されているのがふつうである。これにくらべると、公立の学校史では、明治期とか大正期というような今から何十年も前に創立されたという長い歴史をもつ学校や、市町村（あるいはその組合）というような比較的小さな自治体によって設立された学校については、精粗の度合いはあるにせよ創立の事情がのべられているのがふつうなのに、圧倒的

多数を占める都道府県立の高等学校やその前身である中等（程度の）学校については、その創立の事情があまりのべられていないことが多い。何年何月何日に県の告示によって創立された、という類の記述が少なくないのである。戦後にはじめから高校として創立された公立高等学校にとくにいちじるしいように思われる。

適切な史料がみつからないというような困難もあるのであろうが、創立の事情はできるだけ詳しく書くべきだと思う。高等学校やその前身の学校は、義務制ではないのだから、創立されるについては必ずそれ相当の理由があるはずだからである。ほんの一例だが、私がこのことに気づいたきっかけは、戦前、とくに1930年代から大戦末期にかけて創立された学校が少なくないからである。ごく常識的には、1930年代から1945年の敗戦までは日本帝国主義が侵略戦争に狂奔していた時期であって、この間に国家財政、具体的には一般会計と臨時軍事費特別会計のなかで教育費の占める割合が驚くほど急激に低下したことが知られている。これはいうまでもなく、侵略戦争が教育という人類の進歩発展と人間の成長発達をうながす営みを無惨に踏みこたしてしまうことについての有力な証拠である。このような事実が意味することの重要性はいまなお失われていない。しかし、このような戦争が教育を犠牲にするという“常識”だけでは、この時期にさまざまな困難をおして多数の中等学校が創立され、それまでになく多数の少年少女が中等教育を受けるようになったという事実を説明することはできない。もとより学校史はこうした一般的な事情を説明するために編纂されるものではないが、個々の学校の創設の事情は説明することはできるし、説明すべきだと思うのである。この点である高校史が、その学校の前身である旧制高等女学校が1940年に設立された事情を県議会の討論の模様を紹介しながら叙述していたのが強く印象に残っている。県下に五つの高等女学校を一斉に設立する経過、それぞれの学校を地元をもってこようとする県議の動き、それを支える進学問題として現われている地域の教育要求、などがそこにみられたからである。

今日の高校の圧倒的多数は、第二次大戦後に、はじめから高校として創設されたものである。歴史の新しい学校史に創設の事情に関する記述が比較的少ないことは、歴史叙述の場合「古いことはよくわからない」という云い分は必ずしも真ではないように思えて興味深い。

教科書、教師、授業のことなど。

戦前の中等学校、とくに実業学校のカリキュラムがわかりにくいことは前にのべた。同じように、どういう教科書が使われていたのかも余り知られていない。実業学校についてはとくにそうである。記録が残りにくいからなのであろうが、それだけになお知りたいことである。どういう授業が行われていたかということもよくわかっていない。中等学校の授業の大部分は、一般には教師によるいわゆる一方交通の講義型式で行われてきたと考えられてきたように思われるが、証拠があってそう考えられているわけではない。周知のように実業学校には実習の時間がひじょうに多かった（と考えられるのだ）が、実習というものがどのように行なわれたかとなると、じつのところ皆目知られていないといって過言ではない。実習の意味やあり方が問われている今日、これまで実習がどう行われてきたかを明らかにすることは、重要な研究課題となっているというべきであろう。

教育の質を決める鍵が教師にあることはよくいわれるところであるが、中等教育の教員に関するいくらかでも実証的な研究は、今日までのところ全く知られていないと云って過言ではない。これまで出されている学校史でも、校長のことは比較的詳しく述べられていることがあるが、どういう教師（経

歴・学歴など)がいたのか記しているものは殆どないといってよい。現在では40台半ばより若い教師の殆どが新制大学卒業者で占められているので、今日的な感覚でいえば教師のことなど記述するに値しないと考えられているのかもしれない。しかし、中学校や実業学校の教師は明らかに小学校の教師とは違った気質をもっていたとって間違いないように思われるから、その学歴とか学歴に反映する出身階層の如何を明らかにすることは、中等教育(史)研究の重要な課題のひとつである。

学費、生徒のことなど。

西欧諸国の場合には、中等学校は特権的な学校であったことはよくいわれることである。そして、そういわれるたくさんの理由のひとつに、ひじょうに金のかかる学校であったことを挙げている場合が多い。わが国の場合の事情を推しはかるめやすのひとつは学費である。わが国の中等学校は、西欧諸国のようにはじめから大衆向^をの初等教育と中等教育とが全く別系統の学校として組織されているのではなく、中学校にしても実業学校にしても、初等教育(の途中)からすすむ学校であった。その意味だけでいえば、中等学校(や実業学校)ははじめから一般人民に門戸を閉じていたわけではない。しかし最底辺に位置していたごく普通の労働者・農民にしてみれば、小学校をおえれば働きに出て僅かにせよ収入の道が開けるのに、その子どもを小学校のあとさらに何年か学校にあげることは収入の道を開すというだけでも大きな負担となったはずであった。収入がないだけでなく、学費の負担が重くのしかかってきたはずである。その意味で授業料や教科書・学用品がどのくらいであったのか、寮費や下宿代はどうだったのか、などは当然に問題となる。それぞれの時期の勤労人民の収入の水準は他の資料で調べることもできるが、学費等を学校史の記述に求めたいと思うのは当然である。数はひじょうに少ないが、そういう記述のある学校史があったのでとくに記しておくのである。

生徒に関する記述はじつにさまざまなようである。入学試験に関しては、いわゆる競争率が問題になる。旧制中学校のなかでもいわゆる名門校では今日では想像もできないような激しい競争率となっているという一方で、不況期には教職員が地域をまわって子どもを学校にあげてくれるよう勤めて廻ったという学校もある。いずれにせよこうした事情は個々の学校史でなければわからないことである。なお生徒については、どのくらいの生徒が進級し(あるいは卒業し)たかも私たちとしては知りたいところである。戦後——戦前からなのかもしれない——小・中・高校ともに原級留置きがひじょうに少ないし、高校でも中退は正常でないといみなされる傾向があって、入学した者のほとんど全部の者が卒業するのは当然とみなされているためか、原級留置や中退のことを記述した学校が意外に少ないのである。近年「卒業率」ということが問題となったりしているので——戦前には「卒業歩合」ということばがあったようである——、とくに記しておきたい。

どの学校史にもほとんど例外なしに卒業生や(旧)教職員の回顧録や年表が記載されている。限られたスペースに年表と写真と記述とを組み合わせ、年表がそのまま学校史となるようにくふうされたものなどもある。回顧録や年表をみる私たちは、いつも無限の興味にさそわれる。ただひとつだけ不思議に思うのは、わが国の中等学校の学校史や記念誌類にはどうして、こうもクラブ活動についての記述が多いのだろうかということである。青春のエネルギーが注がれたクラブ活動や学校行事を軽視するつもりは少しもないが、紙幅が限られていることを考えれば、もう少し他の記述のためにくふうと努力があってもいいのではないかという感を深くすることが少なくないことを申し添えておきたい。

歴史研究を志す者が必ずぶつかる問題のひとつは、時期区分の問題である。高校史の時期区分に定説があるわけではなく、私がこれまでみたものも、それぞれ全くばらばらである。この点に関して二、三の感想を記してみたい。まず、戦後に創設された高校の場合には当然としても、戦前から続いている（という言い分も余り正確ではないのだが）高校の場合でも、「〇〇高校七十年史」というような学校史が少なくないことに関して。このような場合の編纂者たちには、この学校は創立以来七十年も連綿と続いた歴史をもっているという自負があるからであろうと私は推測している。こんなことをいうのは、現在の京都府立鴨沂高校のように、旧制府立第一高女の校舎を引継いでいても、高等学校は戦後にはじまったのであって戦前の学校とはつながっていないとしている学校があるからである。（このため、鴨沂高校の同窓会と府立第一高女の同窓会とは全く別になっている。）しかし、私の知る限りで鴨沂高校はどうやら例外に属し、旧制中等学校時代からの連続性を強調する高校の方が圧倒的に多いようである。1948年の新制高校発足に際しては、校舎、教師、生徒などほとんどすべてを旧制中等学校のそれを引継いだ高校が多かった。だから連続性を強調する学校が多いのは当然といえば当然なのだが、それだけに、何の伝統もしょい込まずに新しく生まれた中学校とちがって、新制高校には旧い中等教育の観念がいつまでもまとわりついているように思われるのである。私の意見をいえば、歴史が古いために旧制の時代の分が新制学校の歴史より長い場合でも、「〇〇高校××年史」とする場合には1948年以前の旧制の時代と高校の時代とは明確に区分すべきだと思う。もし旧制の時代を「前史」とするならばなおベターだと思うが、そうするかどうかは恐らくは編纂者（ないし編纂者へ要求や期待を寄せる人々）の“高校観”の問題であろうと思うのである。

学校史の時期区分に関しては、長い歴史をもつ学校では、例はあまりないのだが、日本近代史研究でとられている時期区分と、教育法令による時期区分、あるいは両者の組合せによる区分が考えられる。そのほかには、前身の学校に学校種別の変遷がある場合——徒弟学校にはじまって途中から工業学校となったというような学校——では、学校種別変更の時期を画期としている例が多いようである。また、設置主体が、村立から県立へ移管された時期が画期とされている例もある。

法令の変更時期を時期区分の画期として採用することは、歴史研究という観点からすれば疑問がないわけではないが、合理性がないとは言い切れない。古い中学校を念頭において例をあげてみれば、1886年（明治19年）の中学校令、1899年（明治32年）の中学校令改正、1919年（大正8年）の中学校令改正、1931年（昭和6年）の中学校令施行規則の改正、1943年（昭和18年）の中等学校令制定、などが戦前の画期として考えられる。これが一定の合理性をもつのは、第一に、それぞれの画期が日本近代史における絶対主義の確立期、産業資本主義の段階、独占資本主義の段階、国家独占資本主義の段階等に多少のずれをふくみながらもほぼ照応しているように思われるからであり、第二に、法令が変ることによって中学校のカリキュラム（したがって教育の内実）が多少なりとも変わってくることを（うちの学校ではどういう変化があったのだろうか、というぐあいに）自覚的にとらえることができるであろうからである（第1節でカリキュラムのことを述べたが、もちろん毎年のカリキュラムを記載する必要はないのであって、そのころの時代に採用されたカリキュラムがわかればよいのである）。ここではあげないが、古い実業学校に関しても、同様に（必ずしも中学校と同様ではないが）

法令の大規模な改変期をあげることができよう。

なお、一見こまかなことだが、1923年（大正12年）が学校史の画期になる場合があることに注意を喚起しておく。この年に自治体としての「郡制」が廃止されたために、それまで郡立であった学校を県立に移管した場合が少くないからである。

戦後においては学校教育法の高校に関する規定はほとんど変わっていないから、統廃合の実施された時期をふくむ創設期のほかには、高等学校学習指導要領の改訂期（1951、1955、1963、1973）が、時期区分の画期となるかどうかは別としても念頭におかれるべきであろう。

（ 4 ）

高校史編纂に関する適切な参考書はないように思われる。以下に現在入手可能な若干の書物を紹介するが、コメントは省略することにする。

教育史に関する書物は、小さな概説書は小学校中心なのであまり役立たないように思われる。教育制度の変遷については、文部省の編纂した『学制八十年史』『学制九十年史』『学制百年史』や『産業教育七十年史』『産業教育八十年史』『産業教育九十年史』が便利であるし入手しやすいであろうから、その記述にいろいろ意見はあるにしても、みておく必要はあろう。

中等教育史に関するまとまった研究書は、よくも悪くもほとんどないに等しいと云っても過言ではない。比較的まとまったものとしては、桜井役『中学教育史稿』、深谷昌志『学歴主義の系譜』（1969年、黎明書房）があげられよう。桜井の書物は戦前のものだが最近京都の臨川書店から復刻された。また梅根悟監修『世界教育史』の第24巻「中等教育史Ⅱ」のなかの日本の部分は同じ深谷の筆になるものだが便利であろう。国立教育研究所の編集した『日本近代教育史』は全10巻の大部なものであるが、そのうち「学校教育」と「産業教育」の巻のなかの中等教育に関する記載が参考となるであろう（大学や大きな公共図書館には揃えてある筈と思う）。

これらにもまして、他校のよくできた何冊かの学校史をそばにおくのが一番参考になるにちがいない。

私が高校教育史研究に関心をもちはじめたのは、たんなる懐古趣味からではない。がんらいが歴史研究が好きだということもあるが、高校教育に関して当面している問題の原因や、進歩発展させるべき芽が必ずやそこにあるであろうという確信のようなものが強く働いているのである。そういう思いで高校史を考えてみると、歴史的な真実を発見することには意外なほど困難が多いように思われる。似たような関心をもつ人にいくらかでも役立って、優れた高校史が生まれるひとつのきっかけになればいいと思って本稿を記した次第である。

（注）

- 1) 拙稿「高等学校沿革史・記念誌目録稿（その一・増訂篇）」『青年期教育研究』第5号、1976年5月
- 2) 「高校の工業教育の教育課程改革についての覚書」、日本教職員組合編『高校教育改革と教育実践』1976年所収。
- 3) 拙著『高校教育論』1976年、大月書店刊の「第四章 総合制の原則をめぐって」